

目 次

吹田市立片山中学校PTA規約	P. 1
吹田市立片山中学校PTA細則	P. 6
吹田市立片山中学校PTA内規	P. 8
吹田市立片山中学校PTA個人情報取扱規則	P. 9
吹田市立片山中学校PTA部活動補助金交付要項	P.12
吹田市立片山中学校PTAのしおり	P.13

吹田市立片山中学校 P T A 規約

第 1 章 名称および事務所

第 1 条 この会は、吹田市立片山中学校 P T A という。

第 2 条 この会は、事務所を吹田市立片山中学校内におく。

第 2 章 目的および活動

第 3 条 この会は、会員が相互に協力して家庭、学校および社会における生徒の健全な成長をはかることを目的とする。

第 4 条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 生徒の生活指導と福祉の向上に協力する。
- (2) 教育環境の整備と充実をはかる。
- (3) 成人教育活動の推進をはかる。
- (4) その他目的を達成するために必要な活動を行う。

第 3 章 方針

第 5 条 この会は、教育を本旨とする団体として、次の方針にしたがって活動する。

- (1) 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
- (2) 特定の政党、宗教にかたよることなく、また営利を目的としない。
- (3) この会またはこの会の会員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。

第 4 章 会員

第 6 条 この会は、趣旨に賛同する以下のものを会員とする。

- (1) 吹田市立片山中学校に在籍する生徒の保護者。
- (2) 吹田市立片山中学校の教職員。

また、この会員は、吹田市 P T A 協議会の会員となる。

第 7 条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第 8 条 この会の会員は、会費を納めるものとする。

会費は、生徒一人月額 150 円（5 月から翌年 2 月まで）とする。

ただし、特別の事由ある場合は申し出により、会費の一部または全額を免除することができる。

第 9 条 退会をする場合には、退会届をこの会に提出する。なお、卒業、転出、異動については吹田市立片山中学校に籍がなくなった時点で自動退会となる。

第5章 経理

- 第10条 この会の活動に要する経費は、会費および寄付金、その他の収入によって支弁する。
- 第11条 この会の経理は、総会において議決された予算にもとづいて行われる。
- 第12条 この会の決算は、会計監査の監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
- 第13条 この会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 役員および委員

- 第14条 この会の役員は、次のとおりとする。
- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 書 記 1名
 - (4) 会 計 1名
 - (5) 渉外等担当の副会長（一担当につき1名）
- (5)については、会長が必要と認めた時に選任することが出来る。
- この役員の選任に関する方法と第18条第2項の詳細な職務に関する必要な事項は、別に定める。
- 第15条 役員は、他の役員、会計監査、委員を兼ねることはできない。
ただし、運営委員、特別委員、推薦委員は除く。
- 第16条 役員は、毎年4月1日より就任し、任期を1年とする。
ただし、再任を妨げない。
- 第17条 公選による公職者および立候補者は、役員になることができない。
- 第18条 役員の職務は、次のとおりとする。
- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - (3) 書記は、会の記録を作成し、その庶務を掌理する。
 - (4) 会計は、会の財産を管理し、金銭の出納を掌理する。
- 第19条 総会において役員を選任するときは、推薦委員会が役員候補者を推薦する。
役員を選任および推薦委員会に関し必要な事項は、別に定める。
- 第20条 この会に、次の委員をおく。
- (1) 運営委員
 - (2) 学級委員
 - (3) 推薦委員
 - (4) 特別委員

各学年委員は次の委員を兼務する。

- (5) 学年委員〔学年代表〕
- (6) 生活委員
- (7) 成人教育委員
- (8) 広報委員

委員に関する必要な事項は、別に定める。

第7章 会計監査

第21条 この会の経理を監査するため、2人の会計監査をおく。

第22条 会計監査は、必要に応じ、随時、会の経理の監査を行い、その結果を運営委員会および定期総会に報告する。

第23条 会計監査の任期は、役員に準ずる。

第24条 会計監査の選任に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 教職員

第25条 教職員は、学校運営ならびに教育上の立場から、各委員会および集会に出席して意見を述べることができる。

第9章 総会

第26条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は年2回、臨時総会は必要に応じて招集する。

総会は、運営委員会の議決により、会長が招集する。

ただし、会員の十分の一以上から議案および招集事由を示して総会招集の請求があったときは、会長は遅滞なく臨時総会を招集するものとする。

総会の招集は、緊急の場合を除くほか、会日の10日前までに各会員に、その日時、場所および議案を通知して行う。

総会は、会員の現在数の五分の一以上の出席がなければ、議会を開き、議決を行うことができない。

ただし、委任状をもって出席にかえることができる。

総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決する。

総会の議長は、その都度、出席した会員のうちから選出する。

第27条 総会においては、次の事項を議決する。

- (1) 規約の改正に関する事項
- (2) 毎会計年度における予算および決算ならびに活動計画の承認に関する事項
- (3) 役員および会計監査の選任に関する事項
- (4) この会の解散および残余財産の処分に関する事項

(5) 前事項に掲げるもののほか、運営委員会が必要と認める事項

第10章 運営委員会

第28条 運営委員会は、役員、学年委員、校長、教頭および学校用記録を担う教職員をもって構成され、総会に次ぐ決議機関である。

運営委員会は、定例委員会と臨時委員会とし、臨時委員会は、会長が必要と認めたとき、または構成員の四分の一以上から請求があったときに開催する。

運営委員会は、構成員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決を行うことができない。

運営委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決する。

運営委員会の議長には、役員があたる。

第29条 運営委員会は、各委員会から提案された活動計画およびそれともなう予算配分、総会に提案する議案の決定、予算の修正等、その他必要と認める事項の処理を行う。

第11章 委員会

第30条 この会の活動に必要な事項について、調査、研究、立案、活動するために、

(1) 学年委員会 (2) 生活委員会 (3) 成人教育委員会

(4) 広報委員会 (5) 推薦委員会

を設ける。

第31条 学年委員会は、学年ごとに設ける。

学年委員会は、各学年から選出された学年委員（学年代表）をもって構成される。

各学年委員会は、必要あるときは、学級集会、学年集会または拡大学年集会を開催することができる。

ただし、開催にあたっては事前に運営委員会に連絡し、協議する。

第32条 総会または運営委員会が必要と認めるときは、特別委員会を設けることができる。

第33条 各委員会は、活動計画の修正等について運営委員会にはからなければならない。

第34条 学年委員会、生活委員会、成人教育委員会、広報委員会、推薦委員会および特別委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 細則

第35条 この会の運営について必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営

委員会の議決を経て定める。

運営委員会は、細則を制定、改廃したときは、その内容を次期総会において報告しなければならない。

第13章 規約の改正

第36条 この規約は、総会において、出席した会員の三分の二以上の賛成がなければ改正することはできない。

第14章 個人情報保護の取り扱い

第37条 この会がPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、別に定めるとおり適正に取り扱うものとする。

付 則

- (1) この規約は、昭和53年5月12日から施行する。
- (2) この規約は、昭和63年4月1日一部改正施行する。
- (3) この規約は、平成3年5月20日一部改正施行する。
- (4) この規約は、平成6年3月4日一部改正、同年4月1日施行する。
- (5) この規約は、平成10年3月7日一部改正、同年4月1日施行する。
- (6) この規約は、平成10年5月8日一部改正、同年5月29日施行する。
- (7) この規約は、平成11年3月5日一部改正、同年4月1日施行する。
- (8) この規約は、平成21年2月25日一部改正、同年4月1日施行する。
- (9) この規約は、平成30年2月20日一部改正、同年4月1日施行する。
- (10) この規約は、令和2年3月4日一部改正、同年4月1日施行する。

吹田市立片山中学校 P T A 細則

第 1 章 目的

第 1 条 この細則は、吹田市立片山中学校 P T A 規約（以下「規約」という）の施行に関し、必要な事項を定める。

第 2 章 役員を選任

第 2 条 推薦委員会は、役員（会長が選任する副会長があるときは含む）の候補者を推薦する。

推薦委員会は、前項による候補者名を、役員を互選する総会の 10 日前までに文書により全会員に告示する。

前項による告示は、あらかじめ被推薦者の同意を得ておかなければならない。

第 3 条 会員は、第 2 条にかかわらず総会において役員候補者として立候補することができる。ただし、この場合推薦委員会にその旨を総会の 7 日前までに申し出るものとする。

第 4 条 役員は、総会において、出席した会員の過半数の同意により選出される。

第 5 条 役員に欠員が生じたときは、運営委員会で選任することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

第 3 章 委員を選任

第 6 条 規約第 20 条に規定する各委員は、運営委員、特別委員を除き毎年第 1 回定期総会までに、次により選出する。

(1) 学年委員は、学年ごとに、一般会員による学年集会またはその総意が反映する方法で、各学年クラス数と同数程度の人数を選出する。

(2) 協議により、そのうちより各学年毎に 1 名ずつの学年代表、他協議により必要数の生活委員、成人教育委員、広報委員をおく。

(3) 推薦委員は、役員、学年委員全員で担う。

(4) 特別委員は、特別委員会が設置された場合に、運営委員会において委嘱する。

第 7 条 各委員の任期は、毎年 3 月 31 日までとする。なお、原則として一生徒につき一回とする。ただし、P T A 役員は永年免除とする。

第 4 章 会計監査の選任

第 8 条 規約第 21 条に規定する会計監査の選任は、推薦委員会の推薦によることとし、

第2条、第3条ないし第4条の規定を準用する。

第5章 委員会

第9条 規約第30条、第31条に規定する委員会は次の活動を行う。

(1) 学年委員会

イ.それぞれの学級PTA活動を推進し、学年全般についての問題を検討、討議し、会員相互の理解と協力を深める。

ロ.生徒の進学および就職につき、学校と密接な連絡をはかる。

(2) 生活委員会

イ.生徒の校外生活の指導に協力する。

ロ.学校環境、地域環境の改善に努力する。

(3) 成人教育委員会

イ.会員のため、研究会、講習会等の教育、文化活動を行う。

ロ.生徒と会員の福利厚生、健康増進のための活動を立案、実施する。

(4) 広報委員会

イ.会員相互の理解を深め、会の活動を推進するための意見交換、情報伝達に関する活動を行う。

ロ.機関紙を発行する。

(5) 推薦委員会

役員および会計監査の候補者を推薦する。

第6章 慶弔

第10条 生徒および会員の慶弔に関しては次のとおり定める。

(1) 慶事に関しては、原則としてこれをしない。

(2) 弔事に関しては、原則としてこれをしない。

第7章 会長の選任する副会長の選任方法とその職務

第11条 この副会長の選任については、次のとおりとする。

(1) 運営委員会の承認を得る。

(2) 総会において、出席した会員の過半数の同意により選出される。

(3) この副会長の候補者を推薦し、その候補者名を、総会の10日前までに文書により全会員に告示する。

(4) 前項による告示は、あらかじめ被推薦者の同意を得ておかなければならない。

第12条 この副会長の職務は、次のとおりとする。

(1) 主に対外的に渉外を担当して、会長を補佐する。

(2) 運営委員会等へは必要のある場合に参加する。

付 則

- (1) この細則は、昭和 53 年 5 月 12 日から施行する。
- (2) この細則は、昭和 59 年 2 月 10 日一部改正施行する。
- (3) この細則は、昭和 63 年 1 月 14 日一部改正施行する。
- (4) この細則は、昭和 63 年 4 月 1 日一部改正施行する。
- (5) この細則は、平成 6 年 3 月 4 日一部改正、同年 4 月 1 日施行する。
- (6) この細則は、平成 9 年 3 月 1 日一部改正、同年 4 月 1 日施行する。
- (7) この細則は、平成 10 年 3 月 7 日一部改正、同年 4 月 1 日施行する。
- (8) この細則は、平成 11 年 3 月 5 日一部改正、同年 4 月 1 日施行する。
- (9) この細則は、平成 17 年 2 月 25 日一部改正、同年 4 月 1 日施行する。
- (10) この細則は、平成 18 年 5 月 31 日一部改正施行する。
- (11) この細則は、平成 21 年 2 月 25 日一部改正、同年 4 月 1 日施行する。
- (12) この細則は、平成 22 年 2 月 25 日一部改正、同年 4 月 1 日施行する。
- (13) この細則は、平成 25 年 1 月 17 日一部改正、同年 4 月 1 日施行する。
- (14) この細則は、平成 28 年 2 月 23 日一部改正、同年 4 月 1 日施行する。
- (15) この細則は、平成 29 年 2 月 21 日一部改正、同年 4 月 1 日施行する。
- (16) この細則は、平成 30 年 2 月 20 日一部改正、同年 4 月 1 日施行する。
ただし第 3 章第 7 条については平成 29 年 4 月 1 日にさかのぼって施行する。
- (17) この細則は、平成 31 年 2 月 22 日一部改正、同年 4 月 1 日施行する。
- (18) この細則は、令和 2 年 3 月 4 日一部改正、同年 4 月 1 日施行する。

吹田市立片山中学校 P T A 内規

規約第 20 条に規定する各委員の選出方法については以下のとおりとする。

- (1) P T A 委員を未経験の会員家庭はすべて委員候補の対象となる。
- (2) 委員未経験者全員により、各学年クラス数と同じ人数程度の学年委員・補欠 3 名を選出する。
- (3) 委員未経験者からの選出をし、それでも候補者不足の場合は委員経験者も対象とする。ただし、立候補以外の永年免除者は除くものとする。
- (4) 委員選出の作業については、新旧役員、前年度の学年委員が担当する。

付 則

- (1) この内規は、平成 3 年 5 月 20 日一部改正施行する。
- (2) この内規は、平成 6 年 3 月 4 日一部改正、同年 4 月 1 日施行する。
- (3) この内規は、平成 9 年 3 月 1 日一部改正、同年 4 月 1 日施行する。
- (4) この内規は、平成 20 年 2 月 26 日一部改正、同年 4 月 1 日施行する。
- (5) この内規は、平成 25 年 1 月 17 日一部改正、同年 4 月 1 日施行する。
- (6) この内規は、平成 29 年 2 月 21 日一部改正、同年 4 月 1 日施行する。

(7) この内規は、平成30年2月20日一部改正、同年4月1日施行する。

(8) この内規は、令和2年3月4日一部改正、同年4月1日施行する。

吹田市立片山中学校PTA個人情報取扱規則

(目的)

第1条 吹田市立片山中学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿およびその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、運営委員会および推薦委員会とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会員名簿の作成および管理
- (2) PTA役員・委員の選出
- (3) PTA活動の業務連絡・情報提供
- (4) 会計処理委託のため吹田市立片山中学校に第三者提供する。

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報管理は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。
不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管および持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者(第11条第1号から第4号の場合および府、市役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者(第11条第1号から第4号の場合および府、市役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者から個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 第三者が対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(記録簿の保存年限)

第14条 第12条および第13条に規定される記録簿の保存については、記録簿を作成した当該年度末より3年間とする。

(情報開示等)

第15条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第 16 条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第 17 条 本会は、PTA 役員および委員会各員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第 18 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第 19 条 この規則は総会において、出席した会員の三分の二以上の賛成により改正できるものとする。

付 則

本規則は、平成 30 年 2 月 20 日より施行する。

吹田市立片山中学校 P T A 部活動補助金交付要項

第 1 章 目的

- 第 1 条 この要項は学校長が認める部活動において、学校を代表して全国大会または近畿大会に出場する部に対して補助金を交付し、部活動の奨励をはかることを目的とする。

第 2 章 補助対象

- 第 2 条 補助対象は、個人・団体の別を問わない。また、体育系・文化系の別を問わないものとする。
- 第 3 条 補助対象は、体育系は中学校体育連盟、文化系はそれに相当する連盟が主催する大会等とする。

第 3 章 補助額

- 第 4 条 補助額は、1 大会につき 1 万円を上限とし、出場登録者の交通費・宿泊費および横断幕費等の一部を補助するものとする。ただし、1 つの部活動につき年間 2 回を上限とする。

第 4 章 交付手続き

- 第 5 条 本補助金の交付を申請できる者は、別紙申請書により申請する。
- 第 6 条 会長は、申請があるときは速やかに事実を確認し、会計に報告するものとする。
- 第 7 条 会計は、遅滞なく交付手続きを取るものとする。

第 5 章 報告

- 第 8 条 本補助金は、使途に関する会計報告は求めないものとする。

第 6 章 その他

- 第 9 条 本要項に定めのない事項については、運営委員会で協議して定めるものとする。

付 則

この要項は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

吹田市立片山中学校PTAのしおり

PTAとは … **Parent**（親・保護者）

Teacher（先生）

Association（組織）の略称です。

PTAの最大の目的は、

「子どもたちの健やかな成長を図る」ことです。

家庭（親・保護者）・**学校**（先生）・**地域** が手を結び、話し合うことです。

今日、子どもを取り巻く環境は、急激に変化しています。時代に即応したPTA活動をしていくためには、何よりも皆様の協力が必要になってきます。「子どもたちのために、私たち大人は何ができるのか。」を考え、話し合い、その中から生まれてきた「皆さんの声」を学級から学年、全校へと広げ、コミュニケーションを図り、形にすることが大切な役割となります。PTAの主役は会員一人一人です。自分にできることから始めてみませんか。

大阪府PTA安全会について

PTA会員の皆さんは、補償制度に加入しています。

これは、『安心できるPTA活動』のため、総合的な補償を行うものです。

補償期間

- ・当該年度6月1日～翌年度5月31日までの一年間

会費

- ・世帯数×100円

主な概要

- ・補償制度は、①傷害補償制度 ②見舞金補償制度 ③賠償補償制度があります。
- ・これらの制度は、いずれも「PTAが主催・共催(企画・立案)する行事に参加(PTAの指揮・監督および指導下での状況)中のケガやケガを原因とする死亡事故を対象」とします。
- ・なお、ケガやケガを原因とする死亡事故とは、「(1)急激 (2)偶然 (3)外来の身体上の損害」を指します。②見舞金補償制度を除き、行事場所までの往復(集合場所から解散場所までが行事中とみる。)も対象となりますが、往路からの逸脱(買物等)があった場合は例外とします。
- ・詳しくは、当該年度役員(会計)までお問い合わせください。

